

議案第55号

利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、令和2年12月25日に昭和村と締結した利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結することについて、沼田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年条例第26号）第2条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

沼田市長 星野 稔

利根沼田地域 定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

沼田市・昭和村

利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

沼田市（以下「甲」という。）と昭和村（以下「乙」という。）は、令和2年12月25日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1生活機能の強化に係る政策分野(1)医療①地域医療の連携強化の次に次の一項を加える。

② 地域医療体制の維持・充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
周産期医療をはじめ、圏域内における地域医療体制の維持・充実のため、病院等に対し維持費等の支援など、必要な事業に取り組む。	甲は、乙と連携し、維持費等の支援を行う。	乙は、甲と連携し、維持費等の支援を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県沼田市下之町888番地
沼田市

沼田市長

乙 群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地
昭和村

昭和村長